

長崎工学部工学科  
化学・物質工学コース同窓会

第11回総会資料

日時：令和5年3月24日

場所：スカイホール

長崎工学部工学科  
化学・物質工学コース同窓会 第 11 回総会次第

- 1 開 会
- 2 議 事

- 議案 1 長崎工学部工学科化学・物質工学コース同窓会会則について  
(資料 1(p.2-5))
- 議案 2 令和 4 年度活動報告および決算報告 (資料 2(p.6)および資料 3(p.6))
- 議案 3 令和 5 年度活動計画および予算 (資料 2(p.6)および資料 3(p.6))
- 議案 4 役員案 (資料 4(p.7))

その他

- 名簿情報登録のお願い (資料 5(p.7))  
メールフォーム <http://www.cms.nagasaki-u.ac.jp/address.php>

- 3 閉 会

## 資料 1

### 長崎工学部工学科化学・物質工学コース同窓会会則

#### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、長崎工学部工学科化学・物質工学コース同窓会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、長崎工学部工学科化学・物質工学コース内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員および名誉会員の親睦ならびに長崎工学部工学科化学・物質工学コースの隆盛を図り、物質科学の学術における進歩の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(支 部)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために支部を置くことができる。

#### 第 2 章 会 員

第 6 条 本会の会員は、次の資格をもつ者をもって組織する。

第 2 項 本コースを卒業した者、大学院工学研究科総合工学専攻化学・物質工学コース博士前期課程を修了した者、大学院工学研究科生産システム工学専攻物質工学コース博士後期課程を修了した者、ならびに平成 25 年 3 月 26 日以降に材料工学科および応用化学科を卒業した者。

第 3 項 平成 25 年 3 月 25 日時点で材料工学科同窓会会員ならびに応用化学科同窓会会員である者。

第 4 項 本コースの教員ならびに本コースの業務に携わっている教育支援部職員。

第 5 項 本コース、材料工学科および応用化学科（工業化学科）に所属していた研究生、研究員ならびに本コース、材料工学科および応用化学科（工業化学科）に深く関わった者で入会を希望する者。

(名誉会員)

第 7 条 本会会員のうち、特に功労があった者で、評議会で承認を得た者。

(会員の義務)

第 8 条 第 6 条第 2 項と第 5 項に定める会員は、本会所定の会費を支払わねばならない。

第 2 項 会費に関する規程は別に定める。

#### 第 3 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会の役員は、評議員および監事とする。

##### 第 1 節 評議員

(職 分)

第 10 条 評議員の職分と数は、次の通りとする。

会 長 1 名

副会長（常任） 1 名

副会長（コース長） 1 名

評議員 10 名程度 うち 1 名を庶務幹事、1 名を会計幹事とする。

(選出方法)

第 11 条 評議員は、総会において、本会会員中より選出する。選出方法については、総会の場で決定する。

第 12 条 会長、副会長（常任）、庶務幹事ならびに会計幹事は、評議員の互選により選ぶ。（以下、本会則、規程にいう評議員は、会長、副会長以外の評議員をさす。）

第 13 条 副会長（コース長）には、本コースのコース長が就任する。

(任期)

第14条 会長、副会長（常任）および評議員の任期は2年とし、4月1日に始まり、翌々年3月31日をもって終わる。ただし留任は妨げない。

第15条 副会長（コース長）は、コース長の在任期間とする。

(任務)

第16条 会長は会を統括し、評議会の議長となり、評議会を毎年1回以上とり行う。

第2項 副会長（常任）は会長の補佐をする。会長に不測の事態が生じた場合は会長を代理する。

第3項 副会長（コース長）は当該コースの意見を議事に反映させる。

第4項 庶務幹事は評議会の決定に基づき、庶務についての会務を取り行う。

第5項 会計幹事は評議会の決定に基づき、会計についての会務を取り行う。

第6項 評議員は本会の予算、会計、会則の改正などに関する件、その他重要な事項を評議会で議決する。

(応急処分)

第17条 会長は、総会および評議会で議決を要する事項であっても、緊急必要と認めたときは、応急処分することができる。

第2項 前項より応急処分した事項は、次の評議および総会に報告し、承認を得なければならない。

(会長、副会長および評議員の補充)

第18条 会長、副会長および評議員に欠員が生じた時で、会務に支障をきたす場合は、第12条および第17条により補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(任期の満了)

第19条 会長、副会長および評議員の任期が満了したときは、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

## 第2節 監事

(数と選出方法)

第20条 監事は1名とし、本コースの学生委員が就任する。

(任務)

第21条 監事は、本会の事業、会計および財産を監査する。

第2項 監事は本会の諸会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(兼職の禁止)

第22条 監事は、会長、副会長および評議員を兼ねることはできない。

(任期)

第23条 監事の任期は、学生委員の在任期間とする。

(欠員の補充)

第24条 監事に欠員が生じた場合、副会長（コース長）が本コースに依頼してすみやかに補充し、任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第25条 本会の会議は、総会、評議会およびその他とする。

第2項 会議の議決は、出席者の多数決による。

第3項 可否同数の場合は、議長がこれを決める。

### 第1節 総会

第26条 総会は毎年1回会長が招集する。

(総会に付議する事項)

第27条 次の各項は総会の議決または承認を得ることを要する。

第2項 評議員の選出

第3項 会則の改正

- 第4項 事業計画
- 第5項 予算および決算
- 第6項 その他会長が必要と求めた事項

(議長)

第28条 総会の議長はその都度出席した会員の中より選出する。

(議事録)

第29条 会長は総会の議事録を作成し、議長および議長が指名する議事録署名人による署名を要する。

(通知)

第30条 会長は総会の議決または承認事項を、同窓会ホームページを通じて、会員に知らさなければならない。

## 第2節 評議会

(評議会の構成)

第31条 評議会は、第9条に規定する役員をもって構成する。

(評議会の招集)

第32条 評議会は、会長が招集する。

第2項 評議員の過半数からの要求があった場合、会長はすみやかに評議会を招集しなければならない。

(評議会に付議する事項)

第33条 評議会で議決する事項は、本会の運営に必要な事項全般とする。

## 第5章 会計

(年度会計)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第35条 本会の経費は、会員の会費、材料工学科同窓会および応用化学科同窓会双方からの立ち上げ資金、さらに、その他の収入をもってこれに充てる。

第2項 会計に関する規定は、別に定める。

## 第6章 弔慰

第36条 名誉会員が死亡した場合のみ、弔慰する。

第2項 弔慰に関する規定は、別に定める。

## 附 則

1. この会則は、長崎工学部工学科化学・物質工学コース同窓会設立準備委員会が開催する設立総会（平成25年3月25日）の承認により効力を発する。
2. 平成25年4月30日より、本改訂版を施行する。

### 会費規定

第1条 この規定は、本会会則第8条に基づいて定める。

(会費)

第2条 本会の会費は0円とする。

### 会計規定

第1条 この規定は、本会会則第35条に基づいて定める。

(収支の定義)

第2条 この規程において、収入とは会費その他一切の現金の収納をいい、支出とは一切の現金の支出をいう。

(会 計)

第3条 会計は、本会の収支予算による一切の会計とする。

(予算の区分)

第4条 収支の区分は、款項に区分しその内容を備えるものとする。

(決算の区分)

第5条 収支の決算は、予算と同一の区分によって作成しなければならない。

(収支の決算)

第6条 会長は毎年前年度の各会計に関する決算書を作成し、評議会の議決を経て監事の監査を受け監査報告書を添え総会に提出、承認を求めなければならない。

(財産の管理、金銭の出納および会計の処理の責任)

第7条 本会の財産の管理、金銭の出納および会計の処理の最終責任は、会長、副会長および評議員が負うものとする。

第2項 前項の会計の処理は、評議会が任命した会計幹事に行わせることができる。

(会計幹事の財務統轄および管理)

第8条 会計幹事は、本会の会計の処理、財産の管理および財務書類の統轄、管理にあたる。

### 弔慰規定

第1条 この規定は、本会会則第36条に基づいて定める。

第2条 弔慰の内容は、次の通りである。

第2項 名誉会員の死亡のみ、弔慰金として1万円を贈る。

第3項 上記金額の範囲内で、供花等に代えることができる。

第4項 弔慰金とは別に、会長名で弔電を送る。

申し合わせ事項

- ・立ち上げ資金として、材料工学科同窓会および応用化学科同窓会の両同窓会から可能な範囲で双方が持ち寄る。
- ・当面の間は、材料工学科同窓会の会長と応用化学科同窓会の会長で、2年ごとに会長、副会長職を務めていただく。
- ・コース長に副会長（コース長）を務めていただく。
- ・コースの学生委員に監事を務めていただく。
- ・材料工学科同窓会および応用化学科同窓会の学内担当委員が庶務幹事と会計幹事を務める。
- ・設立当初の評議員は、その構成メンバーを両同窓会から半数毎とする。
- ・化学・物質工学コース修了生のうち、3年毎に一名の評議員を選出する。
- ・連絡代表者を研究室毎に選出する。
- ・評議員会等に参加するための旅費の実費を支払う。

沿革

平成25年3月25日 制定

平成25年4月29日 会則中の「入会金」の文言を「会費」に読み替える件、ならびに、款項の番号の修正（応急処分）

平成26年3月25日 会則の文言の修正および申し合わせ事項改定

平成27年3月25日 会費の修正

平成29年3月24日 会費の修正

資料 2

令和 4 年度活動報告並びに令和 5 年度活動計画（案）

令和 3 年度 実績	月	令和 5 年度 計画
第10回総会(3/2)	3	
コースソフトボール大会協賛	11	コースソフトボール大会協賛
第 12回評議員会 ○総会資料(案)の決定	3	第 13回評議員会 ○総会資料(案)の決定
第 11回総会(3/25 授与式)		第 12回総会

資料 3

令和 4 年度予算、決算（案）および令和 5 年度予算（案）

収入

科 目	R04 予算	R04 決算(案)	R05 予算(案)	備考
繰越金	855,466	856,186	846,114	
入会金収入	0	0	0	
その他	8	8	8	利息
合 計	855,474	856,194	846,122	

支出

科 目	R04 予算	R04 決算(案)	R05 予算(案)	備考
事業費 協賛費	10,000	10,080	10,080	ソフトボール大会
事務費	0	0	0	
合 計	10,000	10,080	10,080	
収支差金	845,474	846,114	836,042	

資料 4

役 員

	令和4年度	令和5年度
幹 事	会 長            村上裕人 副会長（常任） 永石雅基 副会長（コース長） 田邊秀二 会計幹事        木村正成 庶務幹事        佐野秀明  評議員            石橋康弘 大脇博樹 近藤友和 高尾雄二 馬場恒明 濱田尚武 山崎智雄	会 長            村上裕人 副会長（常任） 永石雅基 副会長（コース長） 田邊秀二 会計幹事        木村正成 庶務幹事        佐野秀明  評議員            石橋康弘 大脇博樹 近藤友和 高尾雄二 馬場恒明 濱田尚武 山崎智雄
	監 事	森村隆夫

資料 5

卒業・修了後の連絡先登録のお願い。

卒業生，修了生のみなさん。おめでとうございます。

化学・物質工学コース同窓会では連絡等のために，みなさんの連絡先の登録をお願いしております。

卒業・修了時点で現住所が不明の方が多数だと思われるので，住所が判明次第，下記メールフォームにて登録をお願いします。

<https://forms.office.com/r/xZxRWqSnAT>

